

川西市告示第 69 号

下記書類について、送達を受けるべき者の住所、居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び、川西市税条例（昭和 30 年川西市条例第 7 号）第 18 条の規定により、その旨を公示する。

なお、下記書類は、川西市総務部市税収納課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 8 年 6 月 12 日

川西市長 越田 謙 治 郎

記

送達を受けるべき者の氏名

送達する書類の名称

岩本 大明

交付要求通知書